# 3 本会議決議

番号	件 名	提 出 者	提出月日	委員会 委員会 本会議 付 託 議 決 議 決	備考
1	在ペルー日本国大使 公邸占拠・人質事件 に関する決議案	下稲葉耕告君 外8名	9. 1.22	9. 1.23 可 決	
2	本年4月1日からの 消費税率引き上げを 行わないことを求め る決議案		3, 26	未 了	
3	議員友部達夫君の議 員辞職勧告に関する 決議案	坂野 重信君 外 4 名	4. 3	4.4 可 決	
4	在ペルー日本国大使 公邸占拠・人質事件 の解決に感謝する決 議案		4. 24	4.25 可 決	

## ○平成9年1月23日(木)

# 【 在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件に関する決議 】

昨年12月17日、ペルーの首都リマで起きた日本国大使公邸占拠・人質事件は、 我が国及び国際社会に強い衝撃を与えた。

テロリストによるこの許しがたい行為は、いかなる政治的あるいは理念的な目的によっても正当化することはできず、平和と安全を希求する国際社会に対する重大な犯罪行為であり、強く非難されるべきものである。

事件発生から早1カ月、この間、我が国をはじめペルー政府、関係各国、国際機関等による平和的解決に向けた努力がなされてきているが、未だに多数の人々が人質として拘束されている。

本院は、かかる国際的な重大事件を深く憂慮し、人質とされている多くの 方々のご苦労と、ご家族・関係者のご心労を思い、本事件の一刻も早い解決を 求め、次のとおり表明する。

- 1、本事件におけるテロリストの行為を強く非難するとともに、テロリストに対しては譲歩をすべきではないとの考え方に則り、平和的解決を目指すペルー政府の努力への支持を表明する。
- 2、政府は、ペルー政府、関係各国、国際機関等と緊密に連携し、人命尊重を 第一として事態の平和的解決を図り、全ての人質が例外なく、安全に、即時 全面解放されるよう、引き続きあらゆる努力を払うべきである。
- 3、政府は、今回の事件にかんがみ、外交実施体制及び外交施策の在り方について十分な検討を行い、特に、在外公館の警備等の充実を図り、事件の再発防止に努めるべきである。

右決議する。

#### ○平成9年4月4日(金)

### 【議員友部達夫君の議員辞職勧告に関する決議】

本院は、議員友部達夫君の議員辞職を勧告する。

右決議する。

理 由

政治に対する信頼は、議会制民主主義の根幹である。

国会議員は、国民の代表としてより高い倫理的義務を負っており、清廉に徹し、いやしくも国民の疑惑を受けるような行為をしてはならない。

本院は、議員友部達夫君が年金会オレンジ共済組合の実質的主宰者として顧客を欺いて金銭を取得したとする詐欺被疑事件について、本年1月28日、内閣から同君の逮捕について許諾を求められ、翌29日に全会一致をもってこれに許諾を与えることを議決した。同君は、直ちに逮捕され、2月19日、本事件について詐欺罪で起訴されるに至った。その政治的・道義的責任は極めて重大である。

本院は、各会派代表者懇談会の決定に基づき、議員辞職勧告決議の前提として、慎重に手順をふみ、議院運営委員長等が、去る3月12日勾留中の同君に接見し辞職を促したが、同君は、頑なにこれを拒み国民の批判が一層高まる中、今日に至ってもなお議員の職にあることは、断じて許しがたい。

もとより、憲法に保障された国会議員の身分は重く、係争中の事案に際してはその審理の結果を踏まえて対処すべきは言うまでもない。しかし本事件の重大性にかんがみ、このような状況をこれ以上放置することは、国民の政治に対する信頼を著しく失墜させ、良識の府である本院の名誉と権威を傷つけるものである。よって、議員友部達夫君は、速やかに議員の職を辞すべきである。

これが、本決議案を提出する理由である。

### ○平成9年4月25日(金)

#### 【在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件の解決に感謝する決議】

本院は、ペルーの日本国大使公邸占拠及び人質事件が、テロリストに屈しないとの原則に則り解決されたことについて、フジモリ大統領はじめペルー政府、関係者に対して、心から感謝と深甚なる敬意を表明する。

また、人質救出の際亡くなられた3名の犠牲者の方々及びその御遺族に対し、 衷心より弔意を表明するとともに負傷者の1日も早い回復を願うものである。

さらに、本事件発生以来127日間にわたる長い拘禁生活を強いられた人質の方々、その御家族の心身両面にわたる御苦労に対して、心からお見舞い申し上げるとともに、この間、事件解決を目指して並々ならぬ御協力をいただいたシプリアーニ大司教、ヴィンセント・カナダ大使等保証人委員会をはじめ関係各国、国際機関等にあらためて謝意を表明する。

なお、昨年6月のリヨン・サミットで、「テロリズムに関する宣言」が採択され、テロ撲滅の国際世論が高まる中において、我が国もテロリストに対して はいかなる譲歩もすべきではないとの原則をあらためて確認する。

右決議する。